

## 提出前にご確認いただきたい事項

2018.4.2

### 1. 本制度の概要・詳細

本制度の申請前に中小企業庁の HP にて、要件（最低取得価額・地域・業種等）を満たしているかご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

対象資産区分及び対応工業会等リスト

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf>

設備メーカーは、当協会へ証明書の発行申請する際、設備ユーザに申請する設備の資産計上区分を必ず確認し、当協会で証明書を発行できる設備の区分・細目であることを確認のうえで申請してください。

設備ユーザにおける当該の資産計上区分と証明書が異なる場合、発行した証明書は、無効となる可能性がございます。

当該設備の種類・細目

個々の設備について機械装置や器具備品、どの資産として計上するかは、事業者（設備ユーザ）の判断となります。

資産計上する細目が判らない場合は、設備ユーザの経理担当および税理士にご確認いただくか、判断に迷われる場合には所轄の税務署にご相談ください。

証明書発行申請の時期について

原則、当該設備を取得する設備ユーザが主務大臣宛てに「経営力向上計画」を提出する前までに証明書を申請・取得する必要があります。

制度に関してご質問がある場合は、中小企業庁にお問い合わせください。

税制問い合わせ専用 TEL 03-3501-5808

事業環境部企画課 TEL 03-3501-1957

### 2. 証明書発行申請書類（JEITA の HP からダウンロード）

以下の書類等の同封を確認の上、当協会へ送付してください。

- ①証明書発行申請書
- ②様式 1
- ③様式 2
- ④エビデンス資料（日本語）
- ⑤返信用封筒(切手貼り付けの上、宛先を記入してください。)

### 3. 2回目以降のエビデンス資料

同機種の場合には、先に発行されたエビデンスの該当部分のみをコピーした資料をご提出ください。(A4用紙1枚程度にまとめていただいても可能です。)

### 4. 申請者

申請者は、当該設備の要件について正確な記載ができる設備メーカーです。

### 5. 請求書宛先と証明書返送先について

設備メーカー(申請者)のみとさせていただきます。

### 6. 申請する設備の種類・細目に関する注意点

- ・器具備品の事務機器及び通信機器は、電子計算機、テレタイプライター、ファクシミリ、インターホン、放送用設備、デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備、ルーターをご申請ください。
- ・医療用機器は、心電計、脳波計、生体现象測定装置、生体情報モニタ、超音波画像診断装置、血圧計、AEDをご申請ください。
- ・データセンター業を行う事業者が取得する電子計算機については、中小企業経営強化税制の適用を受けることはできません。データセンター税制等の利用をご検討ください。
- ・太陽光発電設備について、全量売電の場合には、電気業の用に供する設備になると考えられます。電気業については中小企業経営強化税制の指定業種に含まれておらず、対象となりません。
- ・娯楽業につきましては、映画業を除き対象となりませんのでご注意ください。
- ・本税制の対象となる生産設備とは、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗等の作業場のよう、その法人が行う生産活動、販売活動、その他の収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。  
従って、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外となります。

### 7. 比較する一代前モデルが全くない場合

様式2における比較する一代前モデルが全くない場合とは、新設会社における第一号製品等、非常に限定的な場合のみを指します。同系統でなくとも社内の類似する機能・性能を持つ設備を抽出し、できる限りその設備と比較してください。

それでも比較する一代前モデルが見つからない場合は、当該設備に類似する機能・性能を持つ設備が社内には、一切ないことを説明する資料を提出してください。

資料をご提出いただけない場合には、非該当となりますので、予めご了承ください。